

指導・助言に係る連携が期待される専門職の例

1. 公認会計士

公認会計士は、公認会計士法に基づく国家資格であり、企業等が公開する財務情報を検証し、監査証明を付与する業務を行うための業務独占資格である。

【指導・助言につながりうる要素】

企業の経営全体に関わる知識を持つことから、会社法、金融商品取引法等に基づく法定監査以外に任意監査、買収事案や倒産事件などにおける資産査定、経営コンサルティング、非公開株の株価算定、知的財産権の評価等の経営の帰趨に重大な影響を及ぼす可能性のある業務を支援している者も多い。また、企業の監査役となっている者も多数存在する。

2. 中小企業診断士

中小企業診断士は、中小企業支援法に基づく国家資格であり、当該法律にて「経営の診断及び経営に関する助言」を行なうことが業務であるとされているが、これらの業務を行うための業務独占資格ではない。

【指導・助言につながりうる要素】

多くの診断士は、地方自治体等に登録し企業の再生委員会等の委員として個別案件的に活動する。中小企業から経営指導や課題解決の支援依頼が自治体等の支援機関になされた場合に診断士が派遣され経営指導などを行う。(社)中小企業診断協会の都道府県支部ではBCPに関する取組みが実施されており、研究会や、中小企業向けのBCPセミナーを実施しているケースもある。

3. 公認内部監査人(CIA)

公認内部監査人(CIA, Certified Internal Auditor)は、内部監査人協会(IIA, The Institute of Internal Auditors)が認定する民間資格である。企業等の内部監査等を通して、リスクマネジメント、リスクコントロール、および組織体のガバナンスプロセスの有効性を評価することが主な業務とされているが、特定の業務を行うための業務独占資格ではない。

【指導・助言につながりうる要素】

企業等の内部監査を担当する部門に所属する専門家として、経営層の内部統制機能(統制状況の「保証」機能と「コンサルティング」機能)を担う。またコンサルティング会社等、企業の内部監査を支援する外部の専門家として経営層へ指導・助言を行なう機会が多い。内部監査の充実が主に会社法、金融商品取引法が求める内部統制システム構築と関わるため、それらの整備が法令上求められている大企業との接点が多い。

4. ISO9000、ISO14000等の認定審査員

ISO規格の認定審査員は、日本適合性認定協会等が指定する審査員評価登録機関が認定する民間資格であり、審査登録機関に所属して、企業等の品質、環境等のマネジメントシステムがISO規格の要求事項に適合していることを審査するための業務独占資格である。

【指導・助言につながりうる要素】

審査員は審査登録機関に所属して、ISO認証取得を希望する企業への審査を通してマネジメントシステム規格への適合のための指導・助言を行う。こうしたマネジメントシステムの審査という業務を通じてBCMとの接点がある。